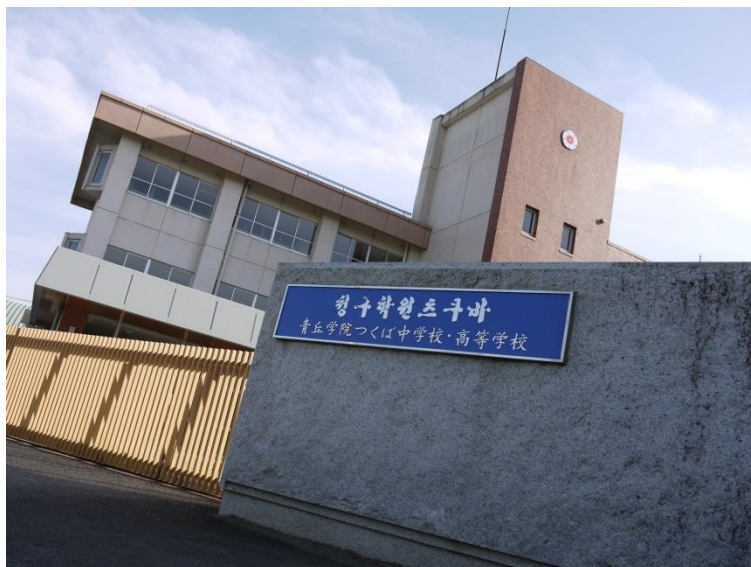


# 学校法人青丘へのご寄附のお願い



平素より「学校法人 青丘」の教育にご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

青丘学院つくば中学校・高等学校は、平成26年4月に開校して以来、トリリンガル教育を第一の柱に置き、三ヶ国語を自由に使い、広く世界で活躍できる国際人養成を目的に教育活動を進めております。また、全寮制を導入し、確かな人間形成を養っていくことにも力を注ぎ、将来的には両国の架け橋的存在になるべく人材の育成に心掛けています。

このような教育活動を展開しています学校法人の更なる充実・発展を目的としたご寄附を募集しております。

つきましては、皆様の格別なご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

今後も皆様方のご好意に背くことなく、教育機関としての更なる発展を目標として、生徒並びに教職員一同、一層の努力をしてゆく所存です。

敬具

学校法人 青丘

理事長 金正出

青丘学院つくば中学校・高等学校

校長 金正龍

# 寄附金募集要項

**目的**：学校法人青丘における教育の充実・発展を図るための経常的経費

**募金金額**：個人1口 5,000円（複数口可能です）  
法人1口 100,000円（複数口可能です）

**手続方法**：事前に寄付申込用紙にご記入の上、下記お申込み先までご郵送またはFAXをご送信ください。  
振込口座は下記の振込先へ直接お振込みをお願い致します。

**振込先**：【口座】水戸信用金庫 美野里支店  
【番号】（普）0238069  
【名義】学校法人 青丘 理事長 金正出 寄付金口  
【カナ】ガッコウホウジン セイキウ リジチョウ キンマサイダ キフキンガチ

**税制控除**：本寄附金は文部科学省が定めた「特定公益増進法人」への寄付として、税制上の優遇措置が受けられます。  
寄附金が2,000円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。但し、寄附金の額が総所得金額の40%を限度とします。  
控除の手続きは本法人が発行する「寄附金受領書」と「特定公益増進法人証明書（写）」を添えて所轄税務署にて確定申告をしてください。  
「寄附金領収書」「特定公益増進法人証明書（写）」は、お振込みが確認出来た後、本法人より寄附者様宛にご郵送させていただきます。

**その他**：ご寄附頂きました方のご芳名録を作成し、末永く保管させていただきます。

お申込み・お問い合わせ先

学校法人 青丘 青丘学院つくば中学校・高等学校

〒315-0116 茨城県石岡市柿岡1604番地の1

TEL0299-56-3266 FAX0299-56-3277

# 寄付申込書

私は学校法人青丘の事業の主旨に賛同し、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる特定公益増進法人としての学校法人青丘の教育研究及び部活動の充実発展に必要な費用に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

令和 年 月 日

学校法人 青丘  
理事長 金正出 殿

寄附申込者

〒 -  
住 所 .....

氏 名 .....

電 話 番 号 .....

1 寄 付 金 の 額	___ 口 金 _____ 円
2 寄 付 金 払 込 期 日	令和 年 月 日
3 指 定 法 人 名	学校法人 青丘
4 寄 附 金 の 使 途	教育施設・設備の充実及び教育環境の整備 教育研究に要する経常的経費
5 その他特記事項	

(注) 当法人は「特定公益増進法人」の指定を受けておりますので、ご寄付をいただいた場合は、所得から控除又は損金算入の措置が認められています。